

令和7年度山形地方最低賃金審議会
第8回山形県最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和7年9月2日（火）午後1時27分～午後4時00分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員7名

公益 粕谷委員、コーエンズ委員

労働者側 石川委員、柿崎委員、納富委員

使用者側 丹委員、仁藤委員

【欠席】公益・丸山委員、使用者側・木村委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

（1）山形県最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事要旨

（1）公労、公使の個別協議において、各側から金額提示があったが、合意には至らなかったため、引上げ額77円、引上げ率8.06%、改正金額1,032円の公益見解が提示され、発効日を令和7年12月23日とすることで、両者歩み寄りの全会一致により、当専門部会の結論として山形地方最低賃金審議会に報告することとされた。

併せて、第7回専門部会で意見のあった政府等への要望事項について、以下のとおり部会報告へ付記することとなった。

①中央最低賃金審議会での目安の決定にあたっては、地方最低賃金審議会の審議日程に十分に配慮すること。

②最低賃金の地域間格差の是正については、Cランク県が競って大幅な引き上げ額の改定をせざるを得ない事態となっており、地方の中小企業、小規模事業者に急激で過重な負担を強いる状況となっている。こうした状況を踏まえ、Cランク県に対し格差是正に繋がるような支援策等を審議に先立ち提示していただきたい。

③中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、所管官庁は労務費、原材料費、エネルギーコスト等上昇分の適切な価格転嫁の確実な実現に向け、監視と指導その他効果的な対策を徹底すること。

④賃上げを実施した企業に対する社会保険料負担額の軽減や、年収の壁の撤廃等、企業が継続して賃上げを実施していくために必要となる税制改正を含めた措置を講じるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」について、早急に具体的な内容を示し実施すること。

なお、地方最低賃金審議会における最低賃金改定に係る金額審議前に、目安額を超えた引上げを実施した場合に重点支援が行われるといった政府方針が示されたことは、目安額を基に本審議会が地域の実情を考慮しつつ、最低賃金決定3要素のデータに基づき審議するとされている審議のあり方を歪めかねない事態であることを指摘しておく。政

府に対しては何よりも、先に述べたとおり速やかに具体的な支援策の決定と実施を要望する。

- (2) 令和7年9月3日（水）午前10時開催予定の第3回山形地方最低賃金審議会へ部会報告を行う。